

議 事 概 要

<代表者会議③>

◎ 一般審査の終了について

- ・杉江委員（維新）の質問の終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。

◎ 知事質問の取扱いについて

1 知事及び副知事への質問要求

[別紙「総務常任委員会 知事及び副知事への質問要求一覧表」参照]

- ・これまでの審査過程で7名の委員から知事及び副知事への質問要求があり、質問項目について各会派了承。
- ・各会派の質問持ち時間は、維新30分、公明20分、自民10分、民主10分。
- ・各会派における質問者の順位を確認。
維新：角谷委員、鈴木委員、杉江委員の順。
公明：藤村委員、八重樫委員の順。

2 質問順位

- ・申合せ事項のとおり、多数会派順の輪番制とする。
- ・質問は、質問項目の範囲内で行うよう要請。
- ・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。

◎ 知事質問の開始時刻について

- ・16日の代表者会議において、議長団で午後4時に調整したが、理事者より、答弁調整が完了できない見込みであり、開始時刻を30分繰り下げてほしい旨、申入れがあったため、午後4時30分とする。
- ・本件は、追って委員長から議長団に報告する。

◎ 次回の代表者会議について

- ・知事質問終了後に開会。

<代表者会議④>

◎ 質疑・質問の終結について

- ・杉江委員（維新）の知事質問の終了をもって、付託案件に対する質疑並びに所管部門に関する質問を終結することで、各会派了承。

◎ 意見開陳について

維新：有（岩本委員）

公明：有（藤村委員）

自民：有（須田委員）

民主：有（山田委員）

- ・多数会派順とすることで各会派了承。
- ・できるだけ短時間（5分以内）で行うよう要請。

◎ 付託案件の採決について

〔資料1「令和8年2月定例会 総務常任委員会 付託案件一覧表」参照〕

〔資料2「令和8年2月定例会 総務常任委員会 採決順序及び採決方法」参照〕

- ・議案第111号から第114号までの4件については、維新から継続審査の申し出、民主から継続審査を求める動議の提出があったことから、閉会中継続審査とすることについて諮る。閉会中継続審査とすることについて、公明、自民に意向聴取。

公明：反対

自民：反対

- ・議案及び請願に対する賛否は、各会派に確認し、また議案4件の協議結果を踏まえたところ、資料1のとおり。
- ・採決は、資料2のとおり。
- ・調査事件については、さらに閉会中継続調査とすることで了承。

<代表者会議⑤>

※代表者会議④の閉会后、民主より、再開後の委員会での動議の取扱いについて異議があるため、代表者会議の開会の求めあり。

◎ 継続審査の取扱いについて

- ・山田委員から提出された継続審査を求める動議の取扱いについて、各会派協議。

委員長：大阪府議会では、これまで慣例により、継続審査については動議ではなく、態度表での意思表示（申し出）により行ってきた。今回、委員会で動議が提出されたが、先に維新より継続審査の申し出が提出されており、委員長として預かっていたため、採決に際しては、先に提出のあった申し出について諮ることとなる。これが可決されれば、民主提出の動議は、議決不要となる。

民主：維新からの申し出があったとしても、動議を提出しているのので、まずは、委員会内で動議についての賛否を確認するべきではないのか。

維新：取扱いについては、前回の代表者会議において整理し、了承いただいたのでは。

民主：維新の申し出と同じものだと思われるようだが、趣旨が異なる。動議は委員会内で取り扱うものと思っていた。

自民：慣例として行っているものと動議、どちらが勝るのか。動議を提出する者からすると、

事前の申し出は分からないため、動議を取り扱ってもよいのでは。

民主：前回の代表者会議の整理は、動議をベースになされたものと認識していた。委員会の場で、取り扱ってほしい。

公明：代表者会議では折り合いが付かないので、委員会を開いた方がよいのではないか。

自民：代表者会議において、進め方の議論が不一致だった場合どうするのか。

委員長：委員長としては、府議会の慣例に則るしかない。

公明：申し出と動議、どちらが先かというのは、委員長の議事整理権に基づいて決めてもらえばよい。

- ・協議の結果、動議の取扱いについては、整理した上で、委員長の判断とすることで、各会派了承。